

反社会的勢力排除に関する方針

1. 本機構は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応します。
2. 本機構は、反社会的勢力による要求に対応する役職員の安全を確保します。
3. 本機構は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 本機構は、反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもたず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
5. 本機構は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事の両面から法的対応をします。
6. 本機構は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。
7. 本機構は、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。
8. 本機構は、取引先等の調査には細心の注意を払うとともに、万一それらの取引が事後に判明した場合は、直ちに関係を解消します。

以 上